

事業認定申請書、裁決申請書、明渡裁決申立書 及び行政代執行図書の作成業務

平成 15 年 7 月中央用対連理事会で「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について」を申し合わせ、適期申請ルール（用地取得率 80%以上か、用地幅杭打設から 3 年以上のいずれか早い時期を経過した時点で収用手続へ移行）の徹底が図られています。

土地収用手続きは、「事業認定手続き」と「収用裁決手続き」の 2 つに分けられます。

さらに、これら土地収用手続きを経ても、土地の引き渡し及び移転の義務が履行されない場合は、土地収用法の規定による「行政代執行手続き」へ移行します。

(1) 事業認定手続き

- ① 事業認定手続きとは、事業認定庁（国交大臣又は知事）が土地等を収用し又は使用するに値する公益性を有する事業であることを認定する手続で、事業認定を受けるには、次の 4 要件を満たす必要があります（土地収用法第 20 条）。

特に、公益性の認定にあたって事業の施行を必要とする現状に関する資料（道路の渋滞状況及び交通事故の発生状況等、河川の洪水の発生状況とその被害状況）、事業の効果に関する資料、環境影響評価に関する資料が求められます。

- ・ 収用適格事業であること
- ・ 起業者が事業を遂行する意思と能力を有すること
- ・ 土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること
- ・ 土地を収用・使用する公益性を有すること

- ② 更に、平成 14 年 7 月、次のような手続きが新たに追加されました。

- ・ 事前説明会の開催（起業者）
- ・ 公聴会の開催（認定庁）
- ・ 第三者機関への意見聴取（認定庁）
- ・ 事業認定理由の公表（認定庁）

- ③ また、市町村が下記のような建設用地を取得する際、譲渡所得の 5,000 万円の特別控除を受けるためには、土地収用法に基づく事業認定を受ける必要があります。

庁舎、公民館、図書館、病院、診療所、保健所、公園（都市公園を除く）、広場、運動場、路外駐車場、市場等

- ④ なお、都市計画事業の場合は、都市計画法第 70 条第 1 項により都市計画法上の認可の告示が土地収用法上の事業認定の告示とみなされるので、事業認定を受ける手続を経ることなく、

次の収用裁決手続へ移行することになります。

(2) 収用裁決手続

収用裁決手続とは、収用委員会が、土地等の権利者に対する補償金の額、起業者が土地等の権利を取得する時期、土地等の権利者が土地等を明け渡す期限等を決定（裁決）する手続です。

(3) 行政代執行手続

土地の引き渡し及び移転の義務が履行されない場合、知事は起業者の請求により土地収用法の規定に基づいて、行政代執行法の定めるところに従って代執行を行うこととなります。

〔代執行の実行に当たっては、予め「代執行実施計画書」を作成し、これに基づいて行うことが一般的です。〕

事業認定手続、収用裁決手続及び行政代執行手続の各段階における当社の支援業務は下記のとおりです。



